

19 監査公表第 9 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により，平成 19 年 3 月 14 日に福岡市長から出資団体及び財政援助団体監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成 19 年 4 月 23 日

福岡市監査委員	川	口		浩
同	高	田	保	男
同	竹	本	忠	弘
同	福	田		健

1 監査結果と措置の件数

18 監査公表第 15 号（平成 18 年 9 月 7 日付 福岡市公報第 5387 号（別冊）公表）分  
・・・・・・・・・・3 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

監査の結果	措置の状況
<p>(事務監査)</p> <p>競争入札の実施方法について注意を求めもの</p> <p>競争入札においてあらかじめ最低制限価格を設けるのは、契約内容の適正な履行等を確保するためであり、設定する場合は業務内容を考慮し合理的なものとする必要がある。しかしながら、福岡高速道路料金収受委託業務の競争入札においては、最低制限価格を設けた結果、平成17年度の「福岡高速道路料金収受委託業務(その3)」の入札において、前年度の落札額をやや下回る額で入札した2業者が、入札額が最低制限価格を下回ったため失格となり、前年度と同規模の業務内容でありながら、契約額が大幅に増額していた。</p> <p>福岡北九州高速道路公社では、平成18年度から同業務の最低制限価格を撤廃しているが、今後、競争入札においては、経済性の観点を含め適切な事務の遂行に努められたい。</p>	<p>福岡北九州高速道路公社に対し、競争入札事務において適切な事務処理を行うよう要請した。なお、同公社は、平成18年度から料金収受委託業務の競争入札に係る最低制限価格を撤廃している。</p> <p>同公社では、今後とも入札の競争性や透明性の向上を図り、適切な事務の遂行に努めることとしているところである。</p>

<p>( 工事監査 )</p> <p>ア 契約事務について注意を求めるもの</p> <p>平成 16 年度「第 5 0 2 工区( 的場 ~ 樋井川 )高架橋舗装新設工事( その 1 )」</p> <p>( 契約金額 3 億 8,359 万 6,500 円 )</p> <p>本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、同法第 1 3 条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載し、それを変更するときは、変更内容を書面に記載しなければならないこととなっている。しかし、工事内容が変更になり、特定建設資材廃棄物が発生し記載事項が変更になったにもかかわらず、変更内容を記載した書面がなかった。</p> <p>今後は、適切な契約事務に務められたい。</p> <p>( 福岡事務所 )</p>	<p>福岡北九州高速道路公社に対し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 1 3 条の規定に基づき、適正な事務処理を行うよう要請を行った。</p> <p>同公社では、取扱要領の見直しを行うとともに、公社職員に対し書面で通知してその周知徹底を図ったところである。</p>
---	--

<p>イ 設計積算及び契約事務について注意を求めるもの</p> <p>平成 17 年度「那の津塗装補修工事（17 - 2）」</p> <p>（契約金額 1 億 3,525 万 500 円）</p> <p>本工事において，工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが，その変更の中で，発注時の設計書において安全費である交通誘導員の単価を誤って積算していたということを理由に，設計変更に関わりのない同単価を修正変更して積算を行い，請負代金額の変更がされていた。請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており，契約書に定めのない部分の変更を通常的设计変更の手続きで行ったことは，適切な契約変更ではなかった。</p> <p>今後は，適切な設計積算を図るとともに，適正な契約事務に務められたい。</p> <p>（福岡事務所）</p>	<p>福岡北九州高速道路公社に対し，適正な設計積算及び契約事務を行うよう要請した。</p> <p>同公社では，適正な設計積算を行うため積算システムを改善するとともに，適正な設計積算に務めるよう公社職員への研修を実施した。また，契約事務についても，契約約款に基づき適正な設計変更手続きを行うよう，公社職員に対し研修を実施したところである。</p>
---	--